

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (期末手当) 第4条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (期末手当) 第4条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には<u>100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (期末手当) 第4条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の195</u>、12月に支給する場合には<u>100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (期末手当) 第4条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した場合にあつては、退職した日現在)において前条第1項に規定する給料月額及び当該給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の190</u>、12月に支給する場合には<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3～4 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>